

# 第3回臨時議会

平成20年第3回臨時議会が、7月31日に開会され、提案のあった3議案については、原案どおり可決されました。  
また、滋賀県後期高齢者医療広域連合議会の議員の選挙が行われました。  
内容は、次のとおりです。



## 工事請負契約の変更

◇日野町立日野中学校校舎改築（建築）工事

株式会社笹川組と工事請負契約を行い、工事施工中の工事内容に変更が生じたため、契約金額の変更を行います。

☆変更前の額

13億3千875万円

☆変更後の額

14億1千886万5千円

◇日野町立日野中学校校舎改築（電気設備）工事

連合電設株式会社日野営業所と工事請負契約を行い、工事施工中の工事内容に変更が生じたため、契約金額の変更を行うものです。

☆変更前の額

1億6千642万5千円

☆変更後の額

1億5千729万円

## 条例の改正

◇日野町監査委員に関する条例の一部を改正する条例の制定について  
「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」の制定公布に伴い条例を改正するものです。

## 滋賀県後期高齢者医療広域連合議会の議員の選挙

後期高齢者医療広域連合議会の議員に、藤澤政男（副町長）が当選されました。

## ◆問い合わせ先

議会事務局

☎65551 有線⑤7750

# 長寿医療制度（後期高齢者医療制度）のお知らせ

## ◎ 長寿医療制度保険料の軽減や、納付方法が変わりました！

### 保険料の軽減割合を拡大しました

該当する方には、保険料の変更決定通知を8月中旬に送付しました。平成20年度は次のとおりとなります。

- 1 平成20年度の均等割額が7割軽減されている世帯の方→均等割額を一律8.5割軽減します。
- 2 「賦課のもととなる所得金額」が58万円以下の方→所得割額を一律5割軽減します。

### □ 口座振替で保険料を納めることができる対象者を拡大しました

年金から天引きされている方のうち、次のいずれかの要件を満たす方は、保険料の口座振替も可能になりました。

- 1 国民健康保険の保険税の「平成18～19年度の2年間」滞納なく納付していた被保険者ご本人の方  
→ ご本人の口座から納付できます。
- 2 年金収入が180万円未満の方で、代わりに納められる世帯主や配偶者がおられる方  
→ その方々の口座から納付できます。

★世帯主や配偶者の口座から納付された場合の税金の社会保険料控除は、口座振替により保険料を払った世帯主または配偶者に適用されます。

### ■平成20年10月から健康保険等の被扶養者だった方の保険料のご負担が始まります。



	平成20年4月	平成20年10月	平成21年4月	平成22年4月
均等割額		4月から9月まで均等割額はかかりません。(0円)	10月から21年3月まで均等割額の10%をご負担いただけます。(1,908円)※1	22年3月までは均等割額の50%をご負担いただけます。(19,087円)
所得割額	2年間所得割額はかかりません(0円)			

※1 年度途中からの加入については上記と異なりますので、ご注意ください。

(注) 保険料は制度改正(軽減措置の延長など)により変更されることもありますのでご了承願います。

## ◆問い合わせ先

住民課 保険年金担当 ☎6571 有線⑤7784  
滋賀県後期高齢者医療広域連合 ☎077-522-3013  
(広域連合ホームページ) <http://www.shigakouiki.jp/>